

## 横須賀市廃棄物減量等推進審議会の書面会議の実施方法（案）

横須賀市廃棄物減量等推進審議会規則第5条の規定により、廃棄物減量等推進審議会の会議は委員長が招集し、委員の半数以上の出席をもって開催することとしているが、やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると委員長が認めるときは、書面で各委員の意見を聴取できるとともに、審議会の議決に代えることができるものとする。

なお、当該実施方法は、横須賀市廃棄物減量等推進審議会規則第7条に基づき定めるものとする。

### 1 書面会議の実施方法

- (1) 意見等の返信期限を定めて、会議資料等を委員に送付する。
- (2) 期日内に委員の半数以上から返信があった場合、会議が開催されたものとし返信があった委員を出席者とする。
- (3) 書面表決を必要とする場合は、一議案ごとに委員の賛成又は反対を明らかにするように実施し、表決者の署名がないものは無効とする。
- (4) 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって行い、これをもって決議したものとみなす、なお、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- (5) 会議終了後、事務局は議事録（表決内容及び意見等の記録）を作成し、委員に報告する。

### 2 出席報酬等

- (1) 出席した委員に委員報酬を支払うものとする。
- (2) 費用弁償の対象となっている委員への旅費は支払わないものとする。

令和 年 月 日

書 面 表 決 書

委員名 \_\_\_\_\_

横須賀市廃棄物減量等推進審議会の書面会議の実施方法（案）について、下記のとおり表決いたします。

1 表決内容

賛 成 ・ 反 対 （※どちらかに○をつけてください。）

2 ご意見等

--